

前橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第4条関係)			別表第1(第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1~6	省略		1~6	省略	
7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者(本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるもの)の情報の管理に関する事務であって市規則で定めるもの		7 教育委員会	省略	
8 教育委員会	省略				
9 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの				
別表第2(第6条関係)			別表第2(第6条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1	省略		1	省略	
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 住登外者宛名番号管理機能による住登外者に関する情報(以下「住登外者宛名関係情報」という。)であって市規則で定めるもの	2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第83号)による費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの	3 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第83号)による費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの	4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課	省略 介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの	5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課	省略 介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの

	徴収に関する事務 であって市規則で 定めるもの	
6	省略	
7	市長 国民健康保険法に よる保険給付の支 給又は保健事業の 実施に関する事務 であって市規則で 定めるもの	省略 子ども医療費の助成に関する情 報であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって 市規則で定めるもの
8	省略	
9	市長 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第3 7号)による費用の 徴収に関する事務 であって市規則で 定めるもの	外国人生活保護関係情報であつ て市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって 市規則で定めるもの
10	省略	
11	市長 特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律(昭和39年法 律第134号)による 特別児童扶養手当 の支給に関する事 務であって市規則 で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障 害者手帳、精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律(昭和25年法 律第123号)による精神障害者保 健福祉手帳又は知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情 報(以下「障害者関係情報」とい う。)であって市規則で定めるも の 住登外者宛名関係情報であって 市規則で定めるもの
12	市長 特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律による障害児 福祉手当若しくは 特別障害者手当又 は国民年金法等の 一部を改正する法 律(昭和60年法律 第34号)附則第97 条第1項の福祉手 当の支給に関する 事務であって市規 則で定めるもの	省略 障害児福祉手当及び特別障害者 手当の支給に関する省令(昭和50 年厚生省令第34号)第1条に規定 する他の法令に規定する施設の 入所に関する情報であって市規 則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって 市規則で定めるもの
13	市長 高齢者の医療の確 保に関する法律に よる後期高齢者医 療給付の支給又は 保険料の徴収に関 する事務であって 市規則で定めるも の	省略 ひとり親家庭等医療費の助成に 関する情報であって市規則で定 めるもの 住登外者宛名関係情報であって 市規則で定めるもの
14	省略	
15	市長 介護保険法による 保険給付の支給、 地域支援事業の実 施又は保険料の徴	省略 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に関 する情報(以下「障害者自立支援

	徴収に関する事務 であって市規則で 定めるもの	
6	省略	
7	市長 国民健康保険法に よる保険給付の支 給、保険料の徴収 又は保健事業の実 施に関する事務で あって市規則で定 めるもの	省略 子ども医療費の助成に関する情 報であって市規則で定めるもの
8	省略	
9	市長 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第3 7号)による費用の 徴収に関する事務 であって市規則で 定めるもの	外国人生活保護関係情報であつ て市規則で定めるもの
10	省略	
11	市長 特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律(昭和39年法 律第134号)による 特別児童扶養手当 の支給に関する事 務であって市規則 で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障 害者手帳、精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律(昭和25年法 律第123号)による精神障害者保 健福祉手帳又は知的障害者福祉 法にいう知的障害者に関する情 報(以下「障害者関係情報」とい う。)であって市規則で定めるも の
12	市長 特別児童扶養手当 等の支給に関する 法律による障害児 福祉手当若しくは 特別障害者手当又 は国民年金法等の 一部を改正する法 律(昭和60年法律 第34号)附則第97 条第1項の福祉手 当の支給に関する 事務であって市規 則で定めるもの	省略 障害児福祉手当及び特別障害者 手当の支給に関する省令(昭和50 年厚生省令第34号)第1条に規定 する他の法令に規定する施設の 入所に関する情報であって市規 則で定めるもの
13	市長 高齢者の医療の確 保に関する法律に よる後期高齢者医 療給付の支給又は 保険料の徴収に関 する事務であって 市規則で定めるも の	省略 ひとり親家庭等医療費の助成に 関する情報であって市規則で定 めるもの
14	省略	
15	市長 介護保険法による 保険給付の支給、 障害者の日常生活及び社会生活 地域支援事業の実 施又は保険料の徴	省略 障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に関 する情報(以下「障害者自立支援

	収に関する事務であって市規則で定めるもの	する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの
16~17	省略	
18	市長 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 り災証明書関係情報であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの
19	市長 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの 省略 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報(以下「難病医療支給関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの
20	市長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの
21~24	省略	
25	市長 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって市規則で定めるもの

別表第3(第7条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1~2	省略		
3	教育委員会 学校教育法第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	省略 地方税関係情報であって市規則で定めるもの 住登外者宛名関係情報であって市規則で

	あって市規則で定めるもの	給付関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
16~17	省略	
18	市長 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 り災証明書関係情報であって市規則で定めるもの
19	市長 生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって市規則で定めるもの 省略 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報(以下「難病医療支給関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
20	市長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	省略 障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの
21~24	省略	

別表第3(第7条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1~2	省略		
3	教育委員会 学校教育法第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	省略 地方税関係情報であって市規則で定めるもの

		定めるもの	
--	--	-------	--